

## 転作現地確認を実施します

(産業課)

農業者の方が転作の申告をした作物につきまして、第1回目の転作現地確認を6月1日(水)から6月21日(火)まで実施します。

### ○現地確認に実施について

カードは、再生協議会で回収しますので、期間中は農地に立てたままにしてください。

### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582 (直通)

## 空き地の適正な管理を お願いします

(生活安全課)

空き地に雑草や枯草が繁茂すると、害虫や火災が発生しやすくなったり、ごみ等の不法投棄を招いたりします。雑草の刈り取りは、その土地の所有者(管理者)が行わなければなりません。所有(管理)している土地は適正に管理し、良好な環境の保全に努めることが「五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例」により定められています。

### ○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618 (直通)

## カメムシ防除薬剤の購入を助成します

(産業課)

カメムシによる「斑点米」が、等級を下げる大きな原因にもなっているため、町病害虫防除協議会では、水稲カメムシ防除薬剤の購入に対して、今年度も助成を行います。

### ○助成内容

助成対象薬剤を購入し、防除対策を行った方に対して助成します。

### ○助成対象薬剤および助成金額

水稲作付面積に応じて、10アール単位で補助します。

なお、作付面積の合計は10アール単位とし、以下端数は切上げとなります。

- ・スタークル豆つぶ 250g入り1袋につき 1,000円
- ・スタークル液剤 500ml入り容器1本につき 200円

### ○補助金の交付申請

8月1日(月)までに、産業課備え付けの申請書にて手続きを行ってください。

### ○持参するもの

- ・印鑑
- ・領収書または購入したことが証明できる書類
- ・振込先が確認できるもの(通帳等)

## 効果的な防除のポイント

畦畔雑草の除草など、出穂10日から15日前までに行うことが効果的です。出穂期に行うと、カメムシを水田に追い込むこととなるため、注意してください。

### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582 (直通)

## 相談

### 消費生活相談

(産業課)

専門の相談員が町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。お気軽にご利用ください。

### ○日時

6月8日(水)  
午前9時～午後4時30分

(ただし、正午から午後1時を除く)

### ○場所

ひばりの里

### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582 (直通)

## 生活相談

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

### ○相談場所

ふれあいセンター

### ◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

### ○お問い合わせ

ふれあいセンター  
☎(84)3595 (直通)

## 人権擁護委員による「全国一斉特設相談」を実施します

(総務課)

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないように常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。また、人権の大切さについて、街頭啓発や講演会などを通じて、理解を深めてもらうための活動にも努めています。全国人権擁護委員連合会では、6月に「全国一斉特設相談」を開催し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。茨城県人権擁護委員連合会でも「人権擁護委員の日」にちなみまして、次のとおり、特設相談を実施することとしました。地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの方のご相談を受け付けます。

なお、五霞町には町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の方がおります。

秘密の取り扱いとなりますので、お気軽にご相談ください。

### ○開設日時

6月6日(月)

午前10時から午後3時まで

### ○場所

ふれあいセンター

### ○人権擁護委員

篠崎 勝 氏

### ○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595 (直通)